

処分料金の改定について（平成31年4月1日から実施）

平素は、事業団業務にご指導ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、処分料金の改定を平成31年4月1日から下記のとおり行うこととなりましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

処分料金表（平成31年4月1日から）

産業廃棄物の種類	処分費 (円/トン)	消費税 (8%)	合計 (円/トン)
(1) 燃え殻	9,600	768	10,368
(2) 汚泥	9,600	768	10,368
(3) 廃プラスチック類	14,040	1,123	15,163
(4) ゴムくず	14,040	1,123	15,163
(5) 金属くず	9,600	768	10,368
(6) ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず	9,600	768	10,368
(7) がれき類	6,600	528	7,128
(8) 鉱さい	8,400	672	9,072
(9) ばいじん	9,600	768	10,368
(10) 13号廃棄物	9,600	768	10,368
(11) 管理型混合廃棄物	9,600	768	10,368

注1：消費税については、請求時の税率を適用する。

注2：上記処分料金のほか、1トン当たり1,000円の産業廃棄物税を徴収する。

注3：産業廃棄物の処分料金請求額算出式

種別毎に算出し合算する。

$$\text{請求額} = \left[\frac{\text{処分費}}{\text{(円/ト)}} \times \frac{\text{処分量}}{\text{(ト)}} + \text{消費税} \right] + \text{産業廃棄物税} \left[\frac{1,000\text{円} \times \text{処分量}}{\text{(ト)}} \right]$$

【お問い合わせ先】

(一財)山口県環境保全事業団 新南陽管理事務所

TEL (0834) 33-9280